



2022年 2月 1日
第125号

JR 東労組 Yokohama

JR 東労組横浜地本
発行人 助川一実
編集 情宣担当
ホームページ
<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



「運輸現業機関における業務執行体制の見直しについて」提案受ける

提案内容

運輸現業機関における業務執行体制の見直しについて

2022年1月

横浜支社

運輸現業機関において、2019年4月の乗務員勤務制度の見直しに伴い、新たな役職として当務主務を新設し、主務職に相応しい役割の付与と人材育成を行ってきた。さらに当務主務の働きがい向上を図るとともに、柔軟な運用を行うことで活躍フィールドの拡大を行うために業務執行体制の見直しを実施する。

- 1 実施内容
交番担当を廃止し当直体制を見直す。
- 2 関係箇所
大船運輸区、国府津運輸区、鶴見線営業所
- 3 教育
必要な教育は実施する。
- 4 実施期間
2022年4月1日（金）
- 5 その他
上長の指示で管理者が一般社員の業務を行うことや一般社員が管理者の業務を行う場合がある。

現在

【交番担当の業務】
勤務作成・点呼業務・乗務員操配

【当直体制】

大船運輸区・国府津運輸区

助役・助役・交番担当（3徹）

鶴見線営業所

助役・交番担当（2徹）

提案の内容

【当務主務の業務】※担務の変更
勤務作成・点呼業務・乗務員操配・企画業務・乗務業務

【当直体制】

大船運輸区・国府津運輸区

助役

助役（又は当務主務）※助役1人と助役又
当務主務（又は助役）は当務主務の3徹

鶴見線営業所

助役

助役（又は当務主務）※助役1人と助役又
は当務主務の2徹

組合	会社
・見直しの目的を示す事。	・当務主務に相応しい役割の付与・働きがいの向上・柔軟な運用を行うため。
・要員の体制に変更はないのか。	・出面数については変更ない。
・交番担当が当務主務という担務に移行するという事で良いか。	・その通り。
・当務主務は社員の管理はやらないという事で良いか。	・人材育成は行う。人事評定以外のものはできる。
・当務主務は、主務を持っている人が入るのか。	・当務主務は発令行為。発令を受けた人が就く。
・助役が乗務する事はあるのか。	・基本的に助役が当直作業ダイヤで乗務する事は考えていない。ただ、当直担当以外での乗務はある。今回の目的は当務主務が助役の作業ダイヤに入る事。当務主務が助役の作業ダイヤに入って乗務するかしないかは各区所で決める事。
・乗務員扱いではなく内勤扱いという事で良いか。	・その通り。
・現行交番担当は、今後どうなっていくのか。	・任用の基準に則り運用していく。
・今後、3区所以外に当務主務は設置していく考えはあるのか。	・ある。基本的にはそれが出来るという考え。やっ ていく可能性は十分にある。
・3区所以外については、その都度提案するのか。	・提案というよりできるという考えなので、各区所 との相談となる。